平成20年2月23日 県境再生対策室

平成20年度以降の撤去計画(中間報告)について

1.廃棄物の量

(1) 平成19年度までの撤去見込み量

(2) 平成20年度以降の撤去量(中央池撤去の実績から単位体積重量を1.5t/m³と設定) (671千m³-111千m³)×1.5=**840千トン(推計)**

2. 処理施設の確保

(1)加熱処理施設

既存

・青森RER(株) : 計画処理量 130t/日 ・八戸セメント(株) : 計画処理量 100t/日

新 規

・ 平成20年度から県内2カ所で一日合計210トンの処理施設の確保ができる見通しである。

平成20年度からは県内において一日440トンの加熱処理が可能となる。

(2)最終処分場(管理型)

・残余容量が合計で740千m3である2カ所の最終処分場で受け入れの意思がある。

加熱処理施設の増加に伴う処理能力の増大及び最終処分場への埋め立て処分容量から勘案し、平成24年度までの撤去・処理は可能。

3.今後の課題

経済的・合理的で適正な処理方法の検討が必要。

- (1)単位体積重量(比重)の低減
 - ・廃棄物の水分低下を図ることにより廃棄物総重量が減ることから、最適な水分低下方法 を検討する。
- (2)廃棄物の管理
 - ・特管産廃と普通産廃を安定的に処理するための分析及び掘削計画の策定。
 - ・処理施設の受け入れ規格に応じた廃棄物の性状及び形状の管理。
- (3)覆土等の利用
 - ・覆土は廃棄物とできる限り分離し利用する。また、必要があれば浄化等しながら活用の 方法を検討する。
 - ・地山が露出した時点で分析・判定し適正処理するとともに、必要があれば現地処理等の 方法を検討する。
- (4)廃棄物の活用
 - ・有用資源としての活用可能性を検討する。